平成２４年（再イ）第６号
熊本市東区月出２丁目４番37号　スアーヴィ品川305号
再生債務者　坂本　貴美
1　決議に付する再生計画案　平成24年７月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年９月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年９月７日まで
平成24年８月10日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第９号
盛岡市黒川16地割19番地34
再生債務者　松尾　和彦
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年８月10日
盛岡地方裁判所第２民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第９号
埼玉県川口市大字安行領根岸391番地の９ハイツ野本201号
再生債務者　岩井　義雄
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月13日から平成24年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２４年（再ロ）第１号
神奈川県秦野市曽屋1297番地
再生債務者　米山　博光
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年８月31日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月14日から平成24年９月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１００５６号
東京都立川市羽衣町１―10―３
再生債務者　古知屋　豊
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月20日から平成24年10月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００７４号
千葉県千葉市若葉区西都賀３―11―13
再生債務者　鈴木　英男
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月20日から平成24年10月11日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
鹿児島県南九州市川辺町田部田4003番地　中原住宅Ａ号
再生債務者　堂園　浩成
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月20日から平成24年９月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（再ロ）第１０号
沖縄県那覇市松川１丁目４番17号、住民票上の住所沖縄県浦添市仲間１丁目23番１―304号　浦添文化マンション
再生債務者　小橋川雄嗣
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月６日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月20日から平成24年９月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再ロ）第７号
北海道旭川市末広６条４丁目５番15号
再生債務者　高橋　　清
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月21日から平成24年９月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第３号
鹿児島県鹿児島市郡山町5240番地20
再生債務者　桑原　誠一
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成24年９月７日まで
4　一般異議申述期間　平成24年９月21日から平成24年９月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０号
神戸市東灘区深江南町２丁目４番８―210号
再生債務者　古山　　道
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年８月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月30日まで
平成24年８月９日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第４号
埼玉県三郷市谷口606番地４
再生債務者　柿澤　高一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年７月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年８月31日まで
平成24年８月10日
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２３号
大阪市北区天満２丁目４番６号
再生債務者　濱野　弘幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再ロ）第５号
沖縄県那覇市高良３丁目７番26号　Ｋサンクレスト102
再生債務者　與那嶺真一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月９日
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（再ロ）第１０００１号
長崎県長崎市梁川町９番15―208号
再生債務者　関　　裕典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年７月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月10日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２４年（再ロ）第１号
青森県八戸市江陽１丁目８番12号　蛭子住宅Ｂ号室
再生債務者　當麻　優輔
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月10日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第３０号
大阪府高槻市郡家本町59番11号
再生債務者　濱田世津子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年８月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年８月９日
大阪地方裁判所第６民事部